



平成 22 年 8 月 5 日

各 位

東京美装興業株式会社
代表取締役社長 八木 秀記
(コード 9 6 1 5 東証 市場 第二部)
問い合わせ先
取締役経営企画室長 新井 賢二
TEL 0 3 - 5 3 2 2 - 2 7 2 1
(<http://www.tokyo-biso.co.jp>)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議並びに
全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 6 月 29 日付「当社完全子会社化のための定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款の一部変更、全部取得条項に係る定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記 1. ②において定義します。以下同じです。）の全部取得について、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所市場第二部（以下「東証二部」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成 22 年 9 月 5 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 22 年 9 月 6 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証二部において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の当社取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成 22 年 9 月 8 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主様をもって、当該株主様が保有する全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を、平成 22 年 9 月 9 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 0.000002706 株の割合をもって当社 A 種種類株式（下記 1. ①において定義します。）を交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 22 年 6 月 29 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①ないし③の方法による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部取得（以下「本完全子会社化手続」と総称します。）について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社(会社法第2条第13号に定義するものをいいます。)といたします。
かかる種類株式としては、普通株式に優先して残余財産の分配を受ける株式であるA種種類株式(以下「A種種類株式」といいます。)を設けることといたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.000002706株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式0.000002706株の割合をもって交付いたします。なお、ティービーホールディングス株式会社以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には現金が交付されることとなります。

2. 当社定款の一部変更(本完全子会社化手続のうち①及び②)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。また、本完全子会社化手続のうち②は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、平成22年6月29日付当社プレスリリースの「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件(「定款一部変更の件-1」)に記載のとおりであり、また、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリースの「I. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件(「定款の一部変更の件-2」)に記載のとおりであります。

(2) 定款変更の効力発生日

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生しております。また、本完全子会社化手続のうち②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成22年9月9日に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役会に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成22年6月29日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、会社法第171条第1項並びに本完全子会社化手続のうち①及び②による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記（2）において定めます。）において、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.000002706株の割合をもって交付するものです。なお、ティービーホールディングス株式会社以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち②の効力発生を条件として、平成22年9月9日に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日に全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式0.000002706株を交付いたします。

また、株主様に対して交付されるA種種類株式が1株未満の端数となるときには、当社は、1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をティービーホールディングス株式会社に売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条件付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式数に905円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

4. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち①）の効力発生日	平成 22 年 8 月 5 日（木）
当社普通株式の東証二部における整理銘柄への指定	平成 22 年 8 月 5 日（木）
定款変更につき通知公告（全部取得条項設定に関する事項）及び全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定公告	平成 22 年 8 月 6 日（金）
当社普通株式の東証二部における売買最終日	平成 22 年 9 月 3 日（金）
当社普通株式の東証二部における上場廃止日	平成 22 年 9 月 6 日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付（本完全子会社化手続のうち③）に係る基準日	平成 22 年 9 月 8 日（水）
全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち②）の効力発生日	平成 22 年 9 月 9 日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付（本完全子会社化手続のうち③）の効力発生日	平成 22 年 9 月 9 日（木）

以上